

議案第52号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師海外留学資金貸付金	県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その	略 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師海外留学資金貸付金	県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その	略 3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。

成果を伝達しようととするものに対して貸し付ける資金		成果を伝達しようととするものに対して貸し付ける資金	
	漁業研修支援資金	<p>県内における漁業者（漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者をいう。）及び漁業従事者（同項に規定する漁業従事者をいう。）の確保に資するため、新たに海面における漁業に就業しようとする者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修</p> <p>1 漁業研修を修了した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に県内において海面における漁業に従事し、引き続き5年間従事したとき（当該5年間の期間1年につき90日以上出漁した場合に限る。）。</p> <p>2 前号に掲げる条件を満たすこととなつたときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき（当該1年間の期間内に90日以上出</p>	<p>債務の2分の1</p> <p>前号の規定により免除された後の債務の5分の1</p>

					(以下「漁業研修」という。)を受けるものに對して貸し付けられる資金	漁した場合に限る。)。
					3 前号に掲げる条件を満たすこととなつたときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)。	前号の規定により免除された後の債務の4分の1
					4 前号に掲げる条件を満たすこととなつたときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)。	前号の規定により免除された後の債務の3分の1
					5 前号に掲げる条件を満たすこととなつたときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したと	前号の規定により免除された後の債務の2分

						き（当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。）。	の1
						6 前号に掲げる条件を満たすこととなつたときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき（当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。）。	前号の規定により免除された後の債務の全部
						7 前6号の期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。	債務の全部
						8 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著	債務の全部又は一部

略

備考

1～4 略

しい障害を受けたため
漁業に従事することができなくなったとき。

略

備考

1～4 略

5 漁業研修支援資金の項免除の条件の欄第1号から第6号までの規定による海面における漁業に従事した期間（以下「漁業従事期間」という。）の計算については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため漁業に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより漁業に従事したときは、後の漁業従事期間は、前の漁業従事期間に引き続くものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に貸し付けた漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除については、改正前の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。